

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

京都府家庭支援総合センター 所長

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和 7 年度ユース・コミュニティづくり応援業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書、仕様書 1（京都市・乙訓・南丹地域）及び仕様書 2（山城地域）（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託地域及び募集团体数

ア 京都市・乙訓・南丹地域 1 団体

イ 山城地域 1 団体

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒605-0862 京都市東山区清水四丁目 185-1

京都府家庭支援総合センター

相談・判定課 立ち直り・ひきこもり支援係（ユース・アシスト）

電話番号 (075)531-6507

(2) 入札説明書等の入手方法

ア 原則として、4 の(1)に記載の資格審査申請書の提出期間に、京都府家庭支援総合センターのホームページ（[家庭支援総合センター／京都府ホームページ \(pref.kyoto.jp\)](http://pref.kyoto.jp)）からダウンロードすること。

イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2 の(1)の場所に問い合わせの上、4 の(1)に記載の資格審査申請書の提出期間に交付を受けること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 資格審査の申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

(3) 公告日の属する年の 1 月 1 日において直前半年以上の営業実績を有している者

(4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者
- (7) 資格審査の申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者

4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（別記第1号様式）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年2月12日（水）から令和7年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請書の入手方法

ア 原則として、(1)に記載の申請書等の提出期間に、京都府家庭支援総合センターのホームページ（[家庭支援総合センター／京都府ホームページ \(pref.kyoto.jp\)](http://pref.kyoto.jp)）からダウンロードすること。

イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2の(1)の場所に問い合わせの上、(1)に記載の申請書等の提出期間に交付を受けること。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(5) 添付資料

ア 商業登記事項証明書及び定款

イ 府税納税義務者にあつては京都府が発行する府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）

カ 権限を営業所長等に委任する場合は委任状（別記第5号様式）

キ 誓約書（別記第6号様式）

(6) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和7年度ユース・コミュニ

ティづくり応援業務に係る一般競争入札参加資格資格者名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知及び参加資格の有効期間

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。なお、参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

7 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに文書により当該変更に係る事項を届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の資格を満たす者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の履行に当たり代

- 理人、支配人その他の使用人として使用したとき
(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、2の(1)に提出すること。様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。（FAX番号：075-531-9610、メールアドレス：kateishien@pref.kyoto.lg.jp）

ア 件名は「ユース・コミュニティづくり応援業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の事業所名、部署名、役職、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(2) 受付期限

令和7年2月21日（金）午後5時まで

(3) 回答

質問への回答は、令和7年2月25日（火）に京都府家庭支援総合センターのホームページに掲載し、個別には回答しない。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年3月10日（月）午後2時

イ 場所

京都市東山区清水四丁目185-1 京都府家庭支援総合センター

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札回数は2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で行った入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当

該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

13 入札保証金
競争入札に参加しようとする者は、見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を開札の開始までに納付しなければならない。ただし、規則第147条第2項に該当する場合は、免除する。

14 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

15 契約書の作成の要否
要

16 その他
(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。
(3) この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。